

平成23年度第1回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年4月22日（金）19時～21時

場 所：御所西京都平安ホテル「平安の間」

出席委員：奥山茂彦委員，源野勝敏委員，関川芳孝委員，仙田富久委員，浜岡政好委員，
宮本義信委員，矢島里美委員，山手重信委員

欠席委員：安宅義人委員，菅原幸子委員，西晴行委員，樋口文昭委員，村井信夫委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、時間が参りましたので、ただ今から、平成23年度第1回、前年度から数えて7回目の福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

本日、安宅委員，菅原委員，西委員，村井委員におかれましては、どうしても都合がつかず、欠席との連絡をいただいております。また、お手元にお配りさせていただいております委員名簿の上から7人目、古村委員に代わりまして樋口委員へと4月から変更となっております。本来でありましたらこの場で御紹介すべきであるのですが、本日どうしても都合がつかず、欠席との連絡をいただいております。御紹介は次回以降にということにさせていただきますと思います。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。1点目『委員名簿』，2点目『奥山委員から提出がありました事務局への質問資料』，3点目『本日の次第』，4点目『平成23年度からの市営保育所における職員配置の見直し等について』，5点目『市営保育所の今後のあり方について 第7回討議資料』がございますでしょうか。不足等がございましたら事務局から配付させていただきます。

それでは、浜岡会長，議事の進行をお願いいたします。

【浜岡会長】

まず、議論に入ります前に、第6回の分科会から今日までの間に、奥山委員から事務局に対して質問が出されておりました、その内容をまとめたものをお手元に配付させていただいております。

この御質問に対しましては、次回、最終意見としてまとめていく議論を行う前に事務局から回答することとしますので御了承いただきたくと思いますが、奥山委員から、質問の趣旨等何かありましたら、よろしくをお願いいたします。

【奥山委員】

1点追加をお願いしたい。京都市が23年度に向けて保育所の職員採用をされたと思いますが、その応募状況が分かれば教えていただきたいと思います。

【浜岡会長】

これについても次回お答えする時にお願いします。

それでは、議論を始めていきたいと思いますが、その前に、平成23年度から、市営保育所における職員配置が見直された部分があるということですので、事務局からその内容につきまして御報告いただきたいと思います。

【事務局】

それでは、お手元の資料、「平成23年度からの市営保育所における職員配置の見直し等について」に基づき、御報告いたします。まず、上段の部分「保育所作業員の配置の廃止について」でございます。

これまで、市営保育所において配置しておりました作業員につきまして、「業務量の大幅な減少・布おむつ提供の見直し」や「保育所職員配置に係る国基準等との格差」により、平成23年度当初から旧京北町域に所在する市営保育所を除くすべての市営保育所において作業員の配置を見直すことといたしました。

なお、平成22年度末時点の旧京北町域に所在する保育所を除く保育所作業員は42名で、これに伴い、市営保育所の運営費は約3億円の減となる見込みであります。作業員につきましては、現在、現業職採用を凍結している状況であります。また、人材の活用を図る観点から、町の美化、あるいは、その他の業務をするために、行財政局にサービス事業課を設置しておりますが、そちらに配置するということになっております。

次に、下段の部分「保育士の福祉事務所への配置（職域拡大）について」でございます。

平成23年度から、「児童福祉法」と「母子及び寡婦福祉法」に定める援護、育成又は更生の措置等に関することを所管する福祉事務所の支援第一係長として、市営保育所の保育士（副所長経験者）を初めて2名配置いたしました。

これは、市営保育所の保育士が日々の保育や保護者支援、地域子育て支援を通じて得た知識・経験を、福祉事務所における「被虐待児をはじめとする要保護児童への個別対応」と、区域内の関係機関のネットワーク機能や児童相談所・保健センター等関係機関との連携協働機能を含めた「すべての子どもと子育て家庭を対象とした健全育成対応」の取組に活かし、行政サービスの更なる充実を図るものです。

今後、福祉事務所での実務を通じて得る知識・経験が市営保育所の運営・活動にフィードバックされることにより、本市における地域全体の子育て支援のネットワークの充実や、市営保育所と行政機関等との連携協働、専門性を持った保育士の人材育成が更に図られることにつながると考えております。

平成23年度からの市営保育所における職員配置の見直し等に関します報告は以上でございませう。

【委員】

作業員は廃止するということですが、例えばトイレ掃除とかそういう業務をされておったものは誰がするのですか。それと、布おむつについては、布おむつをやめて紙おむつにして、保護者がそれを持ってくるのかということになるのですか。

【事務局】

一点目でございますが、掃除関係を含めまして、すべて現在おります保育士と調理師が行うことにさせていただいております。

それからおむつの見直しにつきまして、市営保育所では長年にわたりまして市の負担で布おむつを提供させていただいております。それを作業員が所内で洗って干してまた使うということで保護者負担はなかったわけですが、この3月末をもってその取扱いはすべて廃止しました。保護者の方に布おむつまたは紙おむつ、これは自由選択であります、持ってきてもらうという形で運用を始めております。

【浜岡会長】

それでは、議論に入っていきたいと思っております。前回の会議では、事務局から、隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化についての報告及び民間保育園と市営保育所の今後の役割等について個別に説明を受け、これについて委員の皆様から様々な御意見等をいただきました。

そこで、今回は、審議の視点に沿った議論を更に深めていきたいと思っておりますが、事務局の方で、前回までの委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、市営保育所の今後の役割・機能についてまとめられた資料をそろえていただいておりますので、これについての説明を受けていきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

お手元の資料、「市営保育所の今後のあり方について 第7回 討議資料」を御覧ください。

1枚おめくりください。「I 市営保育所の今後の役割・機能について」でございます。この資料は、前回の分科会におきまして、民間保育園と市営保育所の今後の役割等について御討議いただき、委員の皆様から発言のありました御意見を踏まえ、修正等を行ったものでございます。

前回との重複を避け、本日は、修正を行った主な点につきまして御説明いたします。

まず、構成のあらましでございますが、大きく2つに分け、1ページから次の2ページ

の中段までにかけて、民間保育園と市営保育所の現状をまとめております。

また、その後、4ページまでにかけて、市営保育所の今後の役割と機能につきましてまとめております。

次に、本文の内容でございますが、まず、2ページから4ページにかけての「市営保育所の今後の役割と機能」において、「市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由は見当たらない」との表現の重複を改めております。また、個別の内容でございますが、まず、3ページの「(3) 障害児の対応について」の文中の最後の段落に、民間保育園の財政支援についての表現を追加しております。

次に、4ページの「(5) 地域子育て支援について」の最後の段落につきまして、市営保育所における実践内容に係る表現を修正しております。

最後に、その下段でございますが、(7)として「市営保育所保育士のあり方について」を新たに追加しております。

市営保育所の今後の役割・機能に関します説明は以上でございます。

【浜岡会長】

それでは市営保育所の今後の役割・機能についてという内容については民間保育園と市営保育所の現状の部分、それから2つ目に市営保育所の今後の役割・機能の大きく分けて2つになるかと思いますが、これまで委員の皆様方がいろんな形で発言された趣旨等がうまくこの中に盛り込まれているのか、ちょっと発言した趣旨と違う点があるのか、事務局がまとめた文章についていろいろ意見があろうかと思っておりますのでお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

この間から論議をさせてもらって、だいたい言いたいことはこの中に収めてもらっているのですが、もう少し強調したいところとか、いろいろありますので一言申し述べたいと思います。

京都市内250箇園余りの保育園の中で、その内の9割は民間であるということは言うまでもない。その民間は社会福祉法人、一部は宗教法人となっている。社会福祉法人の保育所は、市営保育所と同じく市から措置をされた子どもを受け入れて、定められた保育指針に従って保育をするという、極めて公共性が高い保育業務をしていると思います。

ところが私ども民間保育所は、その公共性故に保育業務については厳しい条件が付けられているわけであります。仕事を持つ保護者が対象でありますから、学校が週二日制になっても、土曜日は通常通りやれと言われております。もちろんほとんどのところがやっているわけであります。また、学校等に比べても、冬休み夏休みも学校と違って、2、3日の休みもさらに削れということも言われている訳ですが、公共性故に我々は仕方がないものと思ってきたわけであります。まして春休み、年度替りは事実上ほとんど休みがないのが

実態であります。

一方、常勤職員の枠はプール制の下でも大変厳しく、保育園は常勤職員のみでは人手不足で、非常勤職員をたくさん雇用しなければとても園をまわせられない状況となっています。

ところが、私どもが非常勤職員を採用しようと大学や専門学校に募集を出してもほとんど応募がないんです。そこで、私どもの園も元職員を呼んで現場に復帰させて、何とかまわっている状態です。

いずれにしても、民間は人件費が非常に安いことに尽きるのではないかと考えております。雇用条件が厳しいために応募は極めて少ない。私の園もこの3月に結婚のために2名退職し、その補充を考えたのですが、結局1名しか補充できませんでした。保育士の資格を取っても他の仕事の方に学生が行ってしまうと大学側からも聞いたことがあります。私どもはこんな中において保育の公共性を担っていくためには保育に欠ける子を積極的に預かって、その子どもたちの最善の利益を守ることが、最大の公共性と考えて、民間保育所は頑張っているわけです。

先日もこの分科会で市営保育所の職員の意向調査が行われ、それは詳しく拝見させていただいたわけであります。それに対して民間保育園側からは職員の意向調査をした資料がないものか探しておりましたところ、日本保育協会が平成22年度において保育職員の意識調査を行っていたことが分かりました。職員の意識調査をアンケート様式で問うたものでありまして、そのテーマというのは保育の質の向上と、子どもの最善の利益に関する問いでありまして、その問いが12項目あるわけですけれども、民間施設と公共施設が共に最重要と考える第一位は、現在の最低基準の維持又は向上が42.8%あった。その次に、民間施設の職員は、保育士の処遇の改善と向上をあげ、22.9%ありました。ところが公営保育所の皆さんは10%でありました。

いろんな意見が寄せられたわけでありましてけれども、保育士の配置基準という声が非常に多かった。特に0歳児、1歳児、2歳児、3歳児の配置基準の見直しをしなければならぬという意見があったわけでありまして。その他非常にたくさんの意見があったものを集約しますと、保育士については専門性の向上や質の高い保育をすることが求められているに関わらず、保育現場においては保育士の仕事は重労働で低賃金、社会的地位も決して高くないのが実態である。その上でなかなか良い人材が集まらない。求人票を出してもなかなか反応がない。せいぜい反応があるのは人材派遣会社が盛んに言うだけです。

また日本保育協会では多数の意見をまとめて解説しています。民間保育所はここ数年、人事院勧告による公務員の給与引き下げや、地方の自治体補助金の一律カットにより保育所運営費や補助金が減少傾向となっているために、保育士も正規職員から非正規職員を増やす保育所が増えており、人件費の削減を余儀なくされているのが現状であります。非正規の低賃金で不安定な身分の雇用が求人難に結びついていると言われております。

こうした重労働・低賃金・不安定な身分で優れた人材を求めることは非常に困難であり、

保育の質の低下につながる可能性が高い。また悪循環をもたらして保育園の発展向上どころか逆行することにもなって、子どもの最善の利益を守ることはできない。民間保育士に対する処遇は早急な改善が求められるであろうということが解説として出ているわけであります。

私の意見を申し上げますと民間保育園は市営保育所同様極めて公共性の高い保育を担当しているにも関わらず、著しく劣悪な環境の下で保育に努めています。それをそのままにして格差が残るような保育環境には目をつぶって、京都の保育を担えということは、私は納得できないし、許されないであろうと思っています。

以前から述べてきたのですが、市営保育所は障害児や被虐待児を対象として非常に手間暇かかるリスクの高いケースについて採算を度外視して取り組んでもらっている。非常に頑張っていると評価したいと思っているわけでありまして、そういった点では市営保育所が療育センター的な受け皿になっていただきたい。一方、通常の保育に欠けるケースは民間が受けられると思っているわけであります。

ただ、特に家庭的に難しい問題を抱えているケースについても、その受け皿は必要かと思えます。これは民間も市営保育所も含めて、さらに検討するべきではなかろうかと考えているわけであります。いずれにしましても保育に欠ける子どもが、今度の保育改革によって行き場を失ってしまうことがないように、一緒に力を併せて十分対応できる体制を作っていくべきかと思っています。

【浜岡会長】

文言のどこにどう盛り込むかということはなかなか難しいところかと思われませんが、民間園の保育士の処遇そのものが厳しい状況にある。それをもう少しきちっと底上げしたりすることが必要であるという主旨かと思われまふ。最後のところでは市営保育所と民間保育園のすみ分けというか、機能的な整理というか、そのあたりの提言もあつたかと思いまふ。他にいかがでしょうか。

【委員】

非常に良くまとまってきたという思ひがあります。しかしながら、非常に気になる表現が随所に見られます。それは私が民間の園という立場だから気になるのかなとも思ひますが、皆さんの意見も聴かせていただけたらと思ひます。

いろいろなサービスやニーズに対して民間と公立の比較をしている中で、私ども民間保育園の努力が足りないというか、実施格差があるように感じられる表現が随所にあるように思ひます。例えば、1ページ目の保育内容について、「民間保育園では質の高い保育が実施されている一方で、そうでない園も存在している」。これは事実存在しているのかどうか私には分かりませんが、その後で公立は全ての市営保育所において丁寧な保育が実践されているということで、若干気になるところであります。

それから障害児の対応であります。「民間保育園においても」、という助詞の使い方が気になるところであります。

次の2ページに参りまして、被虐待児の項目ですけれども、児童虐待に関する入所決定等を行った児童の状況についても、「市営保育所の受入れ割合が民間保育園を上回っている」。これの背景的な裏付けを考えますと、たぶん公立園が定員割れを起こしている関係もあって、数値の上でこういう状況になっているのかなとも思われます。

それから地域子育て支援についてですけれども、最後のまとめですが、民間保育園よりも充実した支援が展開されている。これは確かに地域子育て支援拠点事業として、しっかりと人的配置がされている結果だとも思われますので、これだけを捉えてみると民間保育園の努力が非常に薄いようにとられる危険性があるのかなと思います。

それから、次の項目の一時保育においても、市営保育所が民間園を上回っている。確かに利用者は上回っているとは思いますが、これもやはり人的配置の保証があるからこそ、できるということでもあると思いますので、若干気になる表現です。

【委員】

2点申し上げたいと思います。前提として市営保育所と民間保育園という書き方ですが、これは前回の論議の時に浜岡会長から敢えて指摘があったように、保育を巡る動き、民間の中に概念として、あたかもいわゆる営利産業・株式会社の参入も含めて論議されているようなところもあるように思います。

この場では、民間保育園は認可を受けて措置費で委託を受けて実施をしている民間保育園であるという定義の範疇で一貫して論議してきました。この文章が外に出る場合に、そんなことも含めて論議したのかというふうにならないように、一番冒頭のあたりで、ここで論議したのは今のところだという脚注のようなものが必要かなと思いました。

それから2ページ目の市営保育所の今後の役割・機能の一つ目のセンテンス、二つ目の「よって」以降のところですが、保育所としての機能については、市営保育所における実践によらずとも効率性や経済性のメリット、民間の持つ柔軟性を活かすことによって利用者の満足度の向上が期待できる分野であると考えられる、とまとめていただいているのですが、やっぱり違うのではないかと考えました。

見かけ上、民間保育園の方が安上がりのようなけれども、それは先ほどの委員の発言のように、劣悪な元での保育を余儀なくされるというふうを受け止めれば、民間保育園がうまくいっているから、そちらで全部できると思われるような書き方は、まずいのではないかと、むしろ不十分な民間園に対する処遇について、いろんな加算や、補助金等も含めて京都市がやるべきだという書き方になって、初めて同じスタートラインで保育の質を競えあえるものになるだろうし、その中で求められる道が開けてくるという書き方になるのではないかなと思いました。

【委員】

特に「2」の市営保育所の今後の役割・機能のところでございますけれども、まず（1）保育内容についての記述が（2）（3）（4）（5）の記述と比較して著しく少なくて検討が浅すぎるのではないかと思います。そして文言から言いますと、いずれの形態を取ろうとも最低基準である保育所保育指針が掲げる保育の実践は十分可能であろうと思っています。

ただ、公立保育所の役割として保育内容について、今は十分機能していないけれども、もっとリーディングな役割があるのではないかと。特に保育内容の質の向上につきましては、今回、保育所保育指針の改定に当たって、保育所保育の質の向上に向けたアクションプログラムを市の責任で、民間とも共同で策定推進するように求めています。その中には保育実践の改善向上であるとか、幼稚園・小学校など地域関係機関との連携であるとか、子どもの健康安全の確保であるとか、保護者に対する支援、職員の質の向上という課題があります。

民間園でも取り組んでいただいているところでもありますけれども、本市においてあるべき姿というものは民間園でもばらばらであり、公立園でもどういう体制でどういう方法でどう関わっていけばいいのかガイドラインにもマニュアルにもまとめられていないというような状況でありまして、私はこういう質の向上に向けたアクションプログラムの推進に当たっては、市の役割、それに基づく市営保育所の存在というものが重要であると思っています。

これらについても、市営保育所が先行してモデル事業でもって検証し、その実践を踏まえて調査研究をして体制とか方法を明確にし、ガイドラインやマニュアルにまとめ、その上で民間保育園の方々と協議しながら、どう研修で実践していくのか協働して質の向上に取り組む体制を市が責任を持って果たしていくべきだと思っています。その中でやはり公立保育所の存在というものはとても重要だと思います。

それからもう一点、質の向上に関わることでございますけれども、監査との関係で言いますと、あまり先のことを議論しても問題だという指摘もございますけれども、将来、直接契約の時代が参りますと、社会福祉法人以外のいろんな方、企業もNPOの方々もこの分野に入って参ります。それは保育という実践の場が認可保育所、あるいはこども園以外にも広がっていきますので、本市における子どもの育ちを守るという観点からも、市の関わりがとても重要でございます。

ただ、介護保険の世界でもそうでありますように、今後は会計面での監査チェックというものが難しくなります。ですから、むしろ大切なのは保育内容でどう改善指導ができるのかということが重要でございます。最低基準ではなくて、より適切な水準確保に向けて最低基準を守らせるという手法から適切な専門技術的な助言・指導を行って、お互い認識を共有して、子ども守るという指導を行う上では、やはり専門職である保育士を市の組織の中で確保し、育てていくことがとても重要だと思います。

市営保育所の存在と役割。行政としての保育の質を高めていく、その必要なノウハウ・

専門性を10年、20年、30年のタイムスパンで先輩から後輩へ引き継いで高めていく仕組みが行政の中には必要なのではないか、その仕組みがやはり市営保育所の存在を抜いては作り得ないものだと思っております。これが保育内容のところについて加えていただきたい部分であります。

続きまして、第二点でございますけれども、地域子育て支援についての記述です。文章の表現では第一段落の最後は、民間保育園よりも「充実した」、というよりもむしろ「多面的な」というような表現が良いのかもしれませんが。地域子育て支援に関しましては先ほど述べられましたように、保育士を福祉事務所へ配置して職域拡大するということは、今後とても重要で、ぜひとも児童ソーシャルワークを保育士の方々にもこういうところで働く中で配置転換をしつつ技能を習得し、また保育所に戻ってきていただきたい。

単に認可保育園の役割を実践していくためには福祉事務所で勤務し、児童ソーシャルワークを身につける必要はないのかもしれませんが、地域子育て支援を超えて、地域子育て支援拠点事業で京都市が他市以上に、レベルの高い専門性のある実践を果たしていくのであれば、福祉事務所であったり、児童相談所であったり、保健センターとの一体的な支援が是非とも必要になると考えております。この面での市営保育所の機能強化ということを最後の段落で指摘いただけないだろうか。

地域子育て支援拠点事業のあり方について、検討する必要があるということを中心に踏み込んで書き込んでいただきたいと思っております。保育所保育指針でもすべての認可保育園が取り組む義務があると書かれておりますけれども、拠点事業の内容はそれよりも責任の重いもの、範囲の広いもの、これについて本市の基本的な姿勢とそこにおける市営保育所の役割を検討・明記すべきではないかと思っております。

さらには本市の次世代育成支援対策推進行動計画を読ませていただきますと、この地域支援に加えて、まちづくりの視点が明確になっております。単に子どもの育ちを支援するだけでなく、10年後、20年後のまちづくりの視点から公立保育所の役割を位置付け直してはどうだろうかと考えますと、単に(5)の地域子育て支援の枠を更に越えて次世代育成支援対策推進行動計画の中での役割を、別項目で整理していただくことができるのではないかと。そこでもやはり市の役割として、行動計画を推進することが書いてあるわけですが、その実践をする部隊が実はどこにもいないという事業がたくさんあります。

あるいは市・関係機関が明記してあっても、公立保育所の職員が関わることによってさらに対象の範囲を広げたりすることができるものが数多くあるように思います。是非ともまちづくりの視点から、様々な機関との連携の中で公立保育所が、一定の役割を担えるように位置付けていただきたいと思っております。

【委員】

まず、事務局から冒頭で説明いただいた、経験のある市の保育士が福祉事務所支援係で活躍していただくことについては、一般行政と保育行政、現場の方の交流が図られ、歓迎

できることです。もう少し広げていただいて、民間の保育士を行政の中に何らかの形で反映、交流することも考えていただければどうだろうかと思います。

私は介護の世界の人間で、高齢者福祉は10年以上前に介護保険になってしまったんですが、少し気になるのは供給量です。高齢の分野では選択ということが言われて、私たちの地域では、デイサービスといわれる通所介護はたくさんできたので、明らかに市民の方が選択できる時代に入ってきました。しかし、特別養護老人ホームのような長期入所型は相変わらず待機者がたくさんいるというアンバランスな状況です。それで何が言いたいかというと、保育の将来がどうなっていくのか、市民の感覚からすると、やはり質の部分で市民が選択されるような時代になれば市民感覚としてはいいなあと思うのです。

ただし、今言われているように待機児童があるような状況で、市営も民間も必死になって私たちの現場で働いているお子さんたちの保育をしていただきたいというのは現実です。そうしたら大幅に供給量が増えないということであれば、逆に言うと市民からは保育所を選択できないということであるから、市営も民間もどっちも一定の質・サービスのレベルを維持してもらわなければ困るというのが市民の思いだと思います。そうなってくると、質をどうするのかという評価とか開示とかになってくると思います。

そこで労働者の話になってくるのですが、私たちの職場というのは365日です。介護福祉士とか、結婚して出産して子育てに入ってくれば、職場の中で日曜日は休みのデイサービスセンターへ配置換えをしてあげないと駄目なんです。それはなぜかということ、日曜日は保育所をやってくれないという現状があるということで、今、国では、介護保険事業者の方で独自で保育環境を持ったらどうだという議論が持たれているという状況です。

それに対しては、私たちがいきなり保育を手掛けて質は大丈夫なのかという思いがやはりあると思うんです。それと国の保育所の配置基準、保育士の処遇改善の問題も、市民がどこまで認めてくれるのかということもあるのですけれども、民間保育園の保育士の環境が劣悪だとか処遇が悪いという言葉だけでは、市民は納得しないと思います。だから京都市の保育所と比較してどうだという話はできるが、選択できない限りは、民間も市営も質を問われると思いますから、処遇改善が市民としても応援できる状況なのかが分かるような情報も含めて書いていただきたい。

介護保険制度が何パーセントも報酬が下がった時代に、民間の平均的な職員と比べてこれだけ低いというのをかなり数字で出して、その上で改善が必要だ、人材確保が必要だという、いわゆる市民に支えていただいた動きで、今、少しは職員たちもほっとしている。

民間保育園はプール制をやっておられて、職員達の年齢とかどこで勤めておられても、一定のラインが引かれていると思うんですが、園長の給与にかなり格差があって、これから情報開示されてきた中では、収支差額の問題ですよね。一年間の経営実態の中で、社会福祉法人としても収支が出てきます。ひょっとしたら、市民感覚とすると職員処遇に回さないのかとか、これだけ職員配置しているのだから、経営努力はどう見たらいいのとか、次回に回答されるという奥山委員が出した資料の中にヒントがあります。

京都市では、高齢分野において公営の特養はありませんが、保育所については、歴史的に市と民間が担ってきた訳ですから、交流であるとか、もう少しプラスの部分の行政も提案していただくとか、委員の方々からも聴かせていただければと思っております。

【浜岡会長】

個々というよりは総論のところはこの辺の指摘をどう盛り込めるかということかと思えます。

【委員】

保育概要についてなんですけれども、先ほど委員が指摘されました保育制度改革については、不透明な近未来との関連で現行の制度をどう捉えていくのか。だからこそ今のうちから京都市は先行モデルとして子どものために質の高い保育所を作っていくハイレベルの人材を育成する。そのことの必要性を指摘しておられたように私は理解しているんです。

言い換えれば、標準・基準を示すという意味でそれを引っ張っていく公の役割、公務員としての保育士の役割は、これまで以上に増してくるようには私は思います。

ただし、民間との連携・協働を前提にしてということも指摘されました。私もこの考え方に賛同します。将来を見通す形で保育内容について議論する時に、このことを私たちのスタンス、軸足として、保育内容についての文言の中で確認しておくことは、私たちの共通認識として、非常に大事なことだと思います。

もう一点は、(5)(6)(7)辺りが関わってくるんですけれども、先ほど、委員が言われた、みらい子どもプラン、まちづくりの視点から裾野を広げていくという形での保育所の役割ですが、私も大変重要だと思うんです。ですから、京都市は様々な施策・プランを行っていますが、それとの関連性で、こういった委員会におけるそれぞれの項目において他のサービスとの関連性を述べていくことによって、内容的に広がりを持つのかなと思うんです。

例えば、第二児童福祉センターの構想の一つとして言われていることは、児童相談所の外在化・外部化です。これは当然(7)の市営保育所のあり方についてもストレートに関係してくるんです。あるいは、子どもを共に育む京都市民憲章推進条例がスタートし、この4月から緊急に取り組むべき実践方策の冒頭に、児童虐待対策が示されているんです。こういったことをこれらの文言の中に散りばめていけば、他の施策との関連性、全体の中における位置確認がより明確になると思います。

【浜岡会長】

委員の皆様から(1)市営保育所の今後の役割について現状分析と今後の役割機能について様々な意見をいただいたかと思えます。この辺りをさらに整理しながら盛り込むのか、難題ではありますが、総論の部分でいくつか触れておくべき課題も出されたかと思えます。

個々の2つの形態の保育を比較しながら記述しているんですが、その前に、市として子どもたちに対してどういう形で方向性を打ち出していくのか、これは既にいろんなプランがありますが、そういうところを押さえた上で、市営保育所の役割を展開していく必要があるのではないかと。こういった分野での行政の役割を明確に打ち出した上で、市営保育所がその中でどの部分を担っていくのかとか、地域子育て支援等の課題とか、児童のソーシャルワークという話も出ましたが、これももちろん現状市営保育所の保育士が担うことが期待されてはいるのですが、必ずしも市営だけに求められる課題というわけではなくて、ソーシャルワークとケアワークを一体としながらどうやって運営していくのか、子どもに接していくのかというのは設置形態を問わず求められる課題であると思われま

す。今日はその(2)の議論もごさいますので、(2)のところの説明を受けた後で、もう一回意見を頂けるようにしたいと思います。

2つ目は、市営保育所の今後の配置のあり方やその実現のプロセスについてであります。それについても一定のまとめをしていただいているのですが、議論の材料としまして、私から資料を依頼しまして添付させていただいております。平成23年4月時点の市営保育所の状況でありますとか、実際に働いている職員の現状と配置の状況についての現状のデータを少し用意させていただいておりますので、この(2)の部分、配置のあり方・その実現へのプロセスについて説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、お手元の資料、「市営保育所の今後のあり方について 第7回 討議資料」の5ページを御覧ください。

「Ⅱ 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて」でございます。これにつきましては、先ほどまで御議論いただきました、市営保育所の今後の役割・機能やこれまでの各委員の御発言を踏まえ、事務局として作成しました案でございます。本日は、これを基に、市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスを検討するうえで留意することが必要な視点につき、御議論願いたいと存じます。

それでは、資料については、読み上げさせていただきます。

1 京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会において平成19年3月にまとめた「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」の中で述べている「福祉施策における公民の役割」の視点から京都市の保育サービスを見た場合、障害児への対応や地域子育て支援の中には、当面の間、市営保育所が積極的に取り組むべきであると考えられるものも見られますが、これらの取組については、すでにその役割を担っている民間保育園が存在することや、保育内容及び年度途中入所への対応においては、民間保育園と市営保育所における実践との間に大きな差が見られないことなどから考えると、現状の保育サービスの大部分は民間保育園において提供できるものと考えられます。

また、京都市の厳しい財政状況の下、多様化する新たな保育ニーズに応え、質の高いサ

サービスの提供を図るためには、最小の費用で最大の効果を得る視点に立って、現状の保育サービスの提供体制を見直すとともに、これにより生まれてくる財源を京都市の子育て支援サービスの充実に積極的に活用していくことを検討すべきでございます。

これらを踏まえると、現状において、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、これまでに議論してきた役割・機能を十分に踏まえ、民間保育園においても実践が可能であると考えられる場合は、民間保育園への移管を視野に入れるべきであると考えられます。

2 その上で、市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスを検討するに当たっては、次のような視点に留意することが必要ではないかと考えるものでございます。

その「視点」といたしましては、地域バランスに配慮した市営保育所の配置、市営保育所の施設・定員の規模や施設の整備時期等、安定的な運営と質の高い保育サービスの確保、今後の保育ニーズや保育制度改革の動向への対応、市営保育所で働く職員の状況（年齢構成等）等が挙げられると存じます。

事務局としましては、以上でございますが、この他にも考えられるものも含め、御議論いただければと存じます。

なお、6ページから11ページにかけては、会長の方から指示いただいております資料も含めまして、市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスを検討する上で必要となるであろうと考えられる資料を添付しております。

まず、次の6ページを御覧ください。平成23年4月1日時点の市営保育所の定員と歳児別の在籍児童数並びに入所率でございます。なお、これを御覧いただくと、乳幼一体・併設化いたしました保育所のすべてにおいて入所率が向上しており、市営保育所全体の入所率は、前年同月と比較いたしますと、6.3%上昇しております。

次のページを御覧ください。平成23年4月1日時点の市営保育所の特別保育の状況と、昨年度の年度途中入所の状況でございます。昨年度に市営保育所へ年度途中入所された児童は192人であり、増加率は7.8%となっております。平成21年度の7.5%を上回る増加率となっております。

次のページを御覧ください。平成23年4月1日時点の市営保育所の配置状況につきまして、各保育所の配置図と定員につきましてまとめております。

次のページを御覧ください。平成23年4月1日時点の年齢別の市営保育所で働く保育士の年齢別状況でございます。これを御覧いただくと、30代から40代前半の年代が、他の年代と比べ少なくなっております。なお、平均年齢は37.5歳、1保育所当たりの平均職員数は21人となっております。

次のページを御覧ください。平成23年度以降、各年4月1日時点の市営保育所の保育士数の今後の推移の見込みをまとめております。

退職者見込数につきましては、定年退職に加え、過去3年間の自己都合退職や特例退職等の状況を勘案して算出しております。平成33年までの10年間での退職者見込数につ

きましては、右の方を御覧いただくと、合計で244名となっております。

次のページを御覧ください。先ほどの保育士数の今後の推計を踏まえまして、10年後の、平成33年4月1日時点で見込まれる年齢別の市営保育所で働く保育士の状況でございます。なお、ここで補充している職員の年齢構成につきましては、過去3年間の状況を勘案して算出しております。

市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスに関します説明は以上でございます。御議論をよろしくお願いいたします。

【浜岡会長】

「Ⅱ」の市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについて、市営保育所の今後どのような形で維持していくのか、先ほどの文言でも民間園への移行・移管という言葉が入っていたりするのですが、そのことも含めて質問等委員の皆様からあればよろしく申し上げます。

【委員】

今日のこれまでの論議をお聞きした中で率直に感じたところを申し上げさせていただきます。19年3月にまとめた「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」についてです。これは私どもと同じ、福祉施策のあり方検討専門分科会での意見となっているんですが、その時おられた先生方もおられたかもしれませんし、まったく新しい方がおられるかもしれません。委員会としては継続なのかもしれませんが、ここで論議されたのは、一般的な、醍醐和光寮を中心とする福祉施設のことが論議されたと理解しております。このまま適応して、つまり福祉施策に対する公民の役割の視点から京都市の保育サービスを見た場合、という立て方が本当に正しいのかなと思いました。

それは、試しに第一回委員会の時に配られました、福祉施策における公民の役割、行政の役割と民間の役割に分けて書いていただいているところを読むと、どうもしっくりこない。先ほど、保育サービスの提供以外にも京都市立の保育所として果たしていかなければならない、そういう役割が問われているんだ、積極的に果たしていかなければならない、というふうに強調された意見もありましたが、この書き方からいうと、ひいき目に見ても現状の保育サービスの大部分は民間保育所で対応できているものとして、京都市立の保育所が果たしている役割、あるいは今後果たしていかなければならない役割として指摘された内容をあまりにも矮小化しすぎている、と私は読ませていただきました。したがって前段について見直していく必要が大いにあるのではと考えます。

それと同じ様なことですが、その少し下方に、民間保育園においても実現が可能であると考えられる場合、というのが前段の現状の保育サービスの提供のみに矮小化した場合に実現が可能だと見ているように読めてしまうので、ここは全面的に改めていただく必要がある。今日委員の方々がおっしゃられた点を考慮すれば、また別の書き方ができる

のではと思います。「2」のところに書かれている「視点」については可能な部分もあるかもしれませんが、前提としての「1」の部分について一考すべきだと感じました。

それから蛇足ですけれども、「I」で先ほど論議したように、民間保育園の定義について、ここでもはっきり民間保育園がどういうものであるのか、我々が意図している範囲はここですよとはっきり書く必要があるのかなと。「I」と「II」が一つの文章となる場合はいいんですが、ここだけが一つの文章として出るのであれば、しっかり区別していく必要があると感じました。

【委員】

私は民間保育園側からの委員として出ていますので、一番民間の立場を強調して申し上げてきたわけですが、民間保育園も市営保育所も今後考える上において、特別な役割が与えられた施設としての市営保育所は、全部が全部必要ではないと思うんです。各行政区に1、2箇所は特別な役割を担ってもらおうということによってきたわけでありましてけれども、それ以外の市営保育所は、やはり民間と同じ経営環境、同じ土俵に立ってこれからのことを考えていくべきではないかと思います。

民間は保育の質を守らなければならないと同時に、職員の処遇もちゃんとしていかなければならないという重い責任を負いながらやっているんです。市からはプール制により、ある一定の支援をしてもらっているわけではありますが、それ以上は子どもを集めるために、非常に経営上の工夫を重ねて、そして人気と言っているのか分かりませんが、勝ち得ているわけでありまして。それによって民間園は何とか経営を続けていけるわけでありまして。

どうしても市営保育所の場合は、そういった経営面の努力はなされていないということで、同じ土俵に立ち、民間と同じ様に努力して欲しい、と敢えて申し上げてきたわけです。

【委員】

市営保育所は約2倍、民間園と比較してコストを使っている。コストがかかっていることが悪いのではなくて、民間保育園と同じことをしているのに約2倍かかっていることが問題だと思います。

私は先ほど申し上げた、市営保育所が行政の機関の一つとして、認可保育所の役割を超えて、子どもたちの健やかな育ち、保育所に通う子どもたち以外の、全ての子どもの健やかな育ちに、行政がやると掲げている内容に幅広く関わっていただければ十分にコストに見合った仕事と言えるのではないかと考えております。

ただ、この間、アンケートで500名近くの市営保育所保育士からアンケートに答えていただいておりますけれども、アンケートの中での意識を見る限りでは、今の市営保育所として関わってきた認可保育園での実践で良いという方がおよそ8割おられて、この人達の意識改革が果たして可能なのか、高い期待を持ちつつ、一方で不安もあるわけがございます。おそらくやっていただけであろうという期待を持ちながらも、従来の役割に加え

て幅広い業務で公立の保育所の保育士の専門性を果たしていただき、市民に評価していただくように変わっていく、そのプロセスを一定の期間を設けて検証していく必要があるのではないかと。

「この役割はありますね。けれども一部は民間移管しますよ」という報告書が出たときは民間移管は必ずされるのですが、ここで挙げられている、公立保育所の役割機能の変化についての検証は、どこの自治体でも十分ではないと思うのです。そこをしっかりと進行管理して、私たちが期待する公立保育所の役割が期待通り実現されて変わっていくということの検証のプロセスを、この実現へのプロセスの中で入れておいていただきたいということが一点でございます。

もう一点が、これから制度改革が予定されているにも関わらず、あるいは、こども園となって市立幼稚園問題も、遅かれ早かれ、市営保育所と同じ問題が出てくると思われる中で、改めて新しい制度の枠の中でこの議論はしていかなければならないのではないのでしょうか。とすればこの報告書の射程範囲、タイムスパンはどのくらい将来を見通してこれを議論したのか、改めて議論すべきタイミングはいつなのか、ということをも明記した方が良いのではないかと思います。

制度が変わって直ちにというわけではないでしょうから、新しい制度がスタートして1年、2年経って、その時の制度環境に合わせてもう一度、市営保育所の役割、あるいは民間園の役割そういったものを議論していく必要があるのではないかと思います。NPOも企業も入ってきた時にイコールフットィングの下で同じ子育てサービスを子どもたちのためにして、社会福祉法人には補助があってNPOには補助がないのかと言われた時にとっても困ると思うんです。それも含めて、市営保育所を絞り込みますかという考えもあれば、補助のあり方を考え直しますかという考え方もあれば、いやもっと大きなパブリックの役割を見直して、市立幼稚園のあり方まで踏み込んで、福祉の委員会の枠を超えて、もう少し広い委員会で議論しましょうとなるかもしれません。

というふうに考えれば、その議論を将来すべきだということではなくて、この報告書は当面の、3年から5年の新しい制度の評価がある程度出て、問題が具体になったときまでのタイムスパンで考えるような性格のものではないかと思っております。将来5年も経てば担当者も変わるでしょうから、明記していただいた方が良いかと思われま。

【浜岡会長】

分科会の射程について、最初の話だと、制度改革がこの2月ぐらいに決着がついた上でそこにもらみながら提言できるのではないかと期待をしていたのですが、かなり国レベルの進捗がはかばかしくないで今言われたような意見が出てくるのですが、その辺りはどのように考えたら良いのでしょうか。

【事務局】

当初は、昨年度中に一定の国の方針が出されまして、それが法案化されるという前提でこの審議会の日程を組ませていただいたところもあります。ただし、震災等もありまして、今後も新システムの議論がどこまで今年度中に進むのかということもございます。

それにつきましては今日の議論等も含めまして、また会長とも調整させていただき、今後の分科会のあり方も含めまして検討したいと思っております。当初のスケジュールでいうと新システムが始まるまでとなりますので、2から3年の中でやれる部分になると思われるのですが、それでいいのかという意見もあるかと思われまますので、それにつきましてはいろいろな意見を合わせて、お諮りしたいと思っております。

【浜岡会長】

新しい考え方というのは、かなり介護保険に似た仕組みが導入されてくる可能性が高いかと思われまます。そういったときにここでは公民といっても、両方ともある種の公を担っている、設置主体が違うというだけですが、民間企業・NPOを含めて出てきた場合に高齢者福祉の分野で既に起こっていますように、行政が特定の例えば社会福祉法人だから応援するといったようなことに対してクレームが出る。説明がつかないというようなことになって、市場では同じ様に頑張ろうという話になるんですが、そういった場合に、現在の設置形態が違う中での問題を片づけながら、公共的な形での保育を市営・民間で連携しながら市民の期待に答えていくという辺りが問題になるのかなと思います。

【事務局】

国の動向がはっきりしないけれども、一つは国の動向を見据えてということで、正直申し上げて当初示されていたような案で固まってきたとしても、京都市として、これまで社会福祉法人を中心とした民間保育園が担ってきた役割を踏まえてどうするんだという判断も当然必要となって参りますし、それから先ほど委員がおっしゃった、幼稚園につきましては、この社会福祉審議会とは少し馴染まないかなと思います。

事務的には教育委員会ともいろいろな議論を始めていますし、児童家庭課にも新システムの情報収集をし、いろいろなケースを想定して、市としてどんな仕事が出てくるのかということについても、体制を整備してやって参ります。

一方で、このあり方の分科会の中では、和光寮の時の報告書にも出たかと思われまます、今後も引き続いて検討をお願いしなければならない項目があります。委員がおっしゃったような3年、5年という話もございますが、今時点で見据えた時に、こういう方向でということ、お願いしたいと思っております。

それから前段で書くのかどうかということがありますが、大きな、背景・条件でもう一度見直す時が来ると、これについてもやっぱり必要だと思っておりますし、非常に範疇が難しいことになるのかなとは思いますが、そういうことでお願いしたいと思っております。

5ページの表現につきましては、本当にこの間、先生方にいろいろな議論をいただきました

て、それを基にたたき台のたたき台ということで書いておりますし、最小の費用でという
ような表現もありますが、これも京都市の非常に厳しい財政状況の中で言いましたら、何
人かの先生がおっしゃいましたが、同じことするのに経費がかかるのなら安い方法を取る、
これは当然のことになると思います。ただ一方で、最初の頃はそういうトーンが強かった
かと思いますが、後半でいろんな形で公立の役割が大事だという議論もございますので、
そういうこともきちっと押さえていただきたい。

私も、決して安上がりの行政を目指すのではなくて、生きたお金、同じ投資するのであ
れば、それが子どもの世界で言えばより子どもにとってプラスになる、より保育の質の向
上に役立つ、こういったことが市民の方からの理解を得られると考えております。そうい
うことでお願いしたいと思います。

【委員】

国の動向ですが、非常に迷走気味です。これは平成25年度に実施されるかどうか分か
らないような状況ですが、あまりこれにこだわったら何もできない、ということになるの
ではと思います。それと、事務局からの話にもありましたが、私は公私間格差と少し言い過
ぎたように思うんです。それはどういうことかと申しますと、委員長もおっしゃっていた
ように社会福祉法人はかなり公共性が高い法人であるということで、非常に多くの制約を
かけられているわけでありまして、そういった意味では市の公共性と社会福祉法人の公共
性にはそう大きな差はないと思います。

ただ、社会福祉法人は経営が失敗すればつぶれてしまいますから、やはり経営はしっか
りやっていかなければなりませんし、利用者へのサービスは徹底しなければならないわけ
であります。

しかし、市営保育所と社会福祉法人が同じ公共性を背負って保育をやってきたわけであ
りますから、しかも、その保育は、京都市の指導・指示に従って、それを逸脱することは
許されないことであります。そういったことを踏まえて考えますと、社会福祉法人であろ
うと市営保育所であろうと、やっていることは変わらないと何回も申し上げました。

ところが実際に職員の処遇となると明らかに違う、同じことをやりながら処遇は違うと
いう差が歴然と出ている。黙って結構ですねというわけにはいかない。民営化または民間
保育所と同じ土俵に立つということが必要になってくると思います。

【委員】

5 ページの中間の部分で、現状の保育サービスの大部分は民間保育園において提供でき
るものであると考えられるというところでもありますけれども、やはり低コストの民間園の
努力により、裏付けられてきた保育サービスだということだと認識しております。

コストだけで言うのであれば、高コストを使って運営されている公立保育所であるから
こそ民間園にはできない何かができるのではないだろうか。例えば人的資源をフルに活用

して、民間園ではできない何か、そういうものが役割として担っていけないのではないかと
いったことを、模索していくことも大切なのではないかと思います。

【委員】

大変なマクロの近未来な話が出る一方において、直近のリアルな問題とでも言ったらいい
のか、「視点」の中に市営保育所で働く職員の状況・年齢構成等とありますが、これに私
はできれば人事異動という観点を加えてもらえればと思います。といいますのは、人事異
動期間が園長3年保育士5年と前回の委員会のときに話させていたのですが、これでは地
域に馴染まない。今年度から京都市は行政職としての福祉職採用をスタートさせました。
人事のあり方も当然変わってくると思うんですけれども、この辺りも一つの検討課題に含
めていく必要があるのではないのかと思います。

これは私の意見でありまして、もう一つは質問であるんですけれども、9ページの年齢
別の市営保育所職員の状況というところで、平均年齢が4月1日時点では37.54歳と
あります。以前資料として配布していただいた、40.2歳と比較すると40代から30
代にシフトされていて、若年齢化していると考えて良いのか。

もう一つ、特に50代から60代の退職者が10年後には急上昇していくと思うのです。
けれども人件費の減りについてはどうなんでしょうか。かなり減る、少しは減る、いろん
な段階があると思うんですが、この辺りについてはどうなんでしょうか？

【事務局】

今、委員がおっしゃられました前回の資料というのは、第二回の資料の37ページでご
ざいます。ここに平成21年度実績として市営保育所保育士の平均年齢40.2歳とあげ
させていただいています。これが、こちらの平成23年4月1日時点では、わずか2年後
に37.54歳でございます。これは9ページの表を御覧いただきますと、20歳前半の
山が非常に高くなっておりますように、21年度、22年度、23年度でそれぞれ20名
から40名の毎年新規採用を行っていることによりまして、一方で50代後半は退職して
参りますので、急速に弱年齢化していることとございます。

それと人件費でございますが、今言われましたものは11ページとの関連での御質問と
いうふうに承りましたが、10ページの今後の推計というものがございます。これは向こ
う10年間、仮に定数522人で固定してそのまま、新陳代謝を繰り返していったとす
ると、10年後の平成33年がこの11ページの表になって表れると御理解いただければと
思います。としますと、これから退職される方は50歳くらいをピークにした方がおられ
なくなります。一方でそれを補うために新規採用を毎年だいたい25名程度行っていくこ
とになりますので、人件費的には一人あたりは下がって参ります。トータルでも当然その
時点で人件費として見た場合は下がって参ります。ただ公務員の特性として長く働いて参
りますので、この山がさらに20年後、30年後となりますと今後はぐっと右の方に参り

ますので、その時点での人件費の問題は当然高くなって参ります。

【委員】

10ページの表について、少しお尋ねしたいと思います。

平成23年と平成24年のところで定数522人と仮定した場合に年度当初職員の見込み数491人と、既に年度当初から欠員が出ている。そのところは臨時職員を雇わなければならないということになると思うのですが、それでいいのか。

それに関連して、町を歩いていましたら、数日前に京都市保育課の名前が入ったポスターで臨時的保育士・調理師を募集しているというのを初めて拝見させていただきました。ここではかなり民間に比べれば処遇が良いと論議されています京都市の公務員である保育士についても、募集に対して厳しい状況があるかと思うのですが、その辺りについてお答えしていただければと思います。

【事務局】

この10ページの平成23年度の差引きマイナス31人の意味でございますけれども、それから先に御説明申し上げます。

この4月1日の定数522人に対して年度当初の正規職員は491人であり、年度当初からマイナス31人、これは既に欠員になっております。欠員のままで出発しますと、やはり保育に支障をきたしますので、アルバイトいわゆる臨時的任用職員の募集を急遽この3月に行っておるわけですけれども、これにつきましては、実は、昨年度もこれに近いマイナス30人から出発しております。

アルバイトを募集しても正直申しましてなかなか埋まらない。2名ほど完全に埋まらない状態で出発しております。私どもでは、アルバイトの場合、1日8,000円という報酬設定でさせていただいております。これが高いか安いかは別として、これには市のアルバイト任用のルールがございまして、臨時的任用職員につきましては最高一年までの雇用となっております。従いまして、22年度一年いっぱい働いたアルバイトにつきましては、そこで一旦契約を打ち切りになり、4月からまったく新しい方においでいただくという、地方公務員法上のルールがあり、昨年の方を引っ張ってこれない、まったく一からこの31人を雇うということになります。

従いまして、この短期間で募集をかけましても、なかなか昨年はアルバイトが来られないという状況で出発しましたので、今年はそれではいかんだろうということで京都市内だけでなく枚方まで手を伸ばしまして、あるいは八幡ですとか宇治ですとか大津ですとかまで折込チラシを入れましたが、それでも集まらないので、委員が言われましたように掲示板にも貼らせていただきました。それでもアルバイトが最終埋まらなかったというのが現状でございます。

【事務局】

続けて採用の状況であります。市営保育所の保育士を常勤で募集している場合につきましては、だいたい5倍から6倍の倍率が出ております。委員がおっしゃるような意味での人気のなさという部分は市営保育所ではないと考えております。

民間との処遇の差について、京都市では40億円のプール制等を導入しておりまして、初任給で考えますと市営と民営とでは差はないと保育課では考えております。勤続年数等が違いますので平均給与が違いますが、第2回の資料で出しましたように基本的に市営保育所と民間保育園の基本給ベースは、ほぼ同じ給与カーブをしておりますので、いわゆる劣悪と言われるほどの労働環境ではないと思っております。

厚生労働省がまとめました賃金構造調査でも、京都府になりますが、全国で一番高い所定給与額をここ数年続けておりますので、客観的データとしまして、いわゆる先ほどありました介護施設の職員さんのような問題が生じる状況ではないと考えております。

【浜岡会長】

京都の場合はそんなに悪くない。介護ほど厳しくないという御発言だったかと思えます。他にはないでしょうか。

【委員】

地域性がある市営保育所が地域の様々な状況によって公立保育所ができたという経過があると思えます。そこで地域のことをいろいろ考えながら、人的配置も厚く、もろもろの処遇も政策も厚くされてきた結果、民間保育園と市営保育所とで格差が出てきたのではないかと思います。しかし、今の時代、京都市の施策を考えますと、その辺りを見直していただいて、同じ土俵の上で保育をしていくべきではないかと考えております。

【委員】

先程の人事異動についての私の説明なんですけれども、ミクロ的な視点というよりも誤解のないように補足的に指摘しておきたいのですが、要は保育所の地域や実情に応じた人事管理の問題として、もう一つはやはり市営保育所の自由裁量範囲の拡大の検討という辺りで、お話をさせていただくというわけです。

【浜岡会長】

後半の自由裁量のあたり、もうちょっと説明していただければ。

【委員】

やはり公立保育園として、最低限の標準化されたサービスを画一的に提供する、このことの重要性を認識しながらも、一方においては、このあり方でいいのかなど。保育ニーズ

も多様化しています。何よりも親のニーズに即応する、あるいは配慮が必要な子どもを吸収する、そういうあり方を考えた時に、より地域の実態・実情に即応するあり方が必要なのかな、という意味での自由裁量です。

【浜岡会長】

民間園の場合は、かなり独自の経営的な判断とかそういう形で地域に密着するということの中で特徴を発揮しているけれども、公はなまじ共通・標準という観点から、なかなかきめ細かく地域の実情に対応するというのは、しにくい面もいろいろあるかと。その辺を公の自由裁量ということで機動的に動けることが公の場合でも必要ではないかという指摘かと思います。

【委員】

関連してですが、例えば次世代育成支援対策推進行動計画に定めている、今、市営に期待されていないこと、つまり他の施策についておそらく所長がやっていいのか、やらしてくれと言える場があるのか、というところがとてもクエスチョンがつくところです。

保健福祉局保健福祉総務課サイドは、ひょっとしたら認可保育園としての保育の充実だけをやればいいと考えているのではないか。あるいは保育士の大部分がそう考えているときに所長の裁量でもっと地域の保育以外のまちづくりも私たちの専門性を発揮するような場を作りましようよと言えるか。これ、全部言えないんです。

ですから、一番の得意分野に特化しようとするわけで、やはり、今おっしゃった自由裁量はここまでの範囲なら所長の権限でやっていいですよと言えるもの、あるいはこういうものならやりたいといえ、一定の協議をする場を設けるから、そこで提案して、協議の中で是非やって欲しいというものについては予算化するなり、人を配置するなり、予算も人も付けられないけど是非やって欲しいというなり、そういう仕組みがおそらく必要なんだろうと思います、

そういうふうに整理してあげないと、この短い3、5年のタイムスパンで市営保育所が変わることはできないのではないかと。そういう御趣旨ですね、自由裁量を与えてあげべきだというのは。私は、とても賛成です。

【委員】

市営保育所の保育士が年度当初で31名の欠員が生じていると発表されて、ところが後ほど課長から募集に対して5～6倍の応募がある。それなのに、なぜ欠員が生じるのか分かりませんでした。例えば以前から話がありました、年度当初に空きがあって、それがだんだん埋まって行って、その時点で採用するので臨時的任用職員になるという部分もあるのだろうと思います。

かといって、3年、5年の人事異動では地域の状況は分からない。市政の果たしていか

なければならない課題を認識した上で、保育だけでなく、児童福祉全般にわたってその専門性を発揮していただくことと言えば、臨時的任用職員の立場では果たせないことが多々あるのではないかと思います。

ましてや一年間働かれたら翌年度採用できない仕組みであるという説明もあったので、ここではこの委員会が出された、果たしていかなければならない責任を、そういう臨時的任用職員の方々も含めてせよというのは、なかなか酷なものがあるのではないかと思います。

ゼロにはならないと思いますが、どんな理由があるのか突き詰めていただいて、少なくとも来年度も今年度と同じことになるのではなく、しっかりした、正規職員の方を採用できるように配慮工夫をしていただきたいと思います。以上です。

【浜岡会長】

そろそろ予定の時間がきたわけですが、今日は「Ⅱ」の今後の配置のあり方とその実現へのプロセスについてにつきましては、かなりたくさん意見をいただきました。この文章の主旨というか、それは何人かの委員がおっしゃったように、同じことを同じ様にやる場合に、こんなコストをかけていいのかということであって、高コストだから低くせよということを必ずしも強調しているわけではない。だから同じ様なことであるなら、民間保育園でも担えるわけでありまして、必ずしも市営保育所が担う必要がないでしょうが、今日の委員から出された意見で言うと、もっと独自の機能がいっぱいあるはずだし期待もされている、そういったことも含めた、市営保育所の新しい役割みたいなものを、もっと自覚する必要があるのではないかと。

それは特別のいろんな役割という形で出たのではないかと、そういったことも含めて、この中の表現の仕方、具体的に公の役割というところで、いろんな意味でリードをしていく、保育行政全体で役割を果たすべき課題であったり、また保育の専門性を活かした様々な公務員の役割というか、市営保育所の保育士のあり方、専門性を持った公務員という指摘もありましたが、そこを自覚して担うような保育所であって欲しい。

そうすれば、単にコスト論議でいろいろとおかしいじゃないかという形だけにはならない。同じことをしている中で、そういう指摘が当然出てくるというような御指摘があった。そういうトーンだったかと思って整理させていただきました。その辺りを次回のところまで含めて多少文言の修正をお願いするというので今日のまとめていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

直接の利用者である保育所・保育園の保護者の皆さん、もう少し広く言えば子育ての真只中にお父さんお母さん方の代表になるのか全体の意見となるのか聞き方が難しいのですが、何らかの方法で聴取していただきたいと思います。

というのは、私は市民公募委員として参加させていただいているので先生方のように専門家という立場とは違って、市民の代表ではないですが、代表ではなくても好きなことは言っているのですが、それにしてもやはり直接利用者である当事者の市民の声を聞く場を民主主義という観点からも少し設けていただきたいと思っています。

対象や、方法、時期等について難しい課題はあろうかと思いますが、本委員会として意見がまとまりつつあるところで、当事者の皆さんの意見がお聞きできれば、市民公募委員として大変うれしいと思っています。

【事務局】

浜岡会長と事務局とで調整させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【浜岡会長】

宿題もいただきましたが、本日の分科会これで終わらせていただきます。

【事務局】

本日は長時間に渡りまして協議を行っていただき、誠にありがとうございました。

次回は、5月下旬から6月上旬の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて御案内を申し上げますので、是非御参加をよろしく申し上げます。

以上で、平成23年度第1回の福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。

— 閉会 —